

人事コンサルティング契約書（案）

*****（以下、「甲」という） *****（以下、「乙」という）とは、甲が乙に甲の人事コンサルタントを委嘱することに関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（委嘱事項）

甲は乙に対し、人材のサーチ・選考・紹介に関するコンサルティング業務を委嘱する。

第2条（求人内容）

甲が乙に対し、サーチ・選考・紹介を依頼する人材の条件は、別途甲より乙に連絡する。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は20**年**月**日から20**年**月**日までとする。但し、契約満了1ヶ月前までに、甲および乙が契約の更新につき合意した時は、さらに1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（コンサルティング料）

乙が甲に紹介した人材を甲が採用した場合に、甲は乙に対し、コンサルティング料として当該人材の甲における理論年収（賞与を含む）の30％に消費税を加算した金額を支払うものとする。

第5条（返還料）

乙が甲に紹介した人材が、採用入社後以下の期間内に退職した時には、乙は第4条に基づき甲より支払を受けたコンサルティング料を以下の比率で甲に返還するものとする。

入社後1ヶ月以内で退職した場合 ： 80％

入社後3ヶ月以内で退職した場合 ： 50％

入社後6ヶ月以内で退職した場合 ： 20％

第6条（支払・返還条件）

1. 乙が甲に紹介した人材を甲が採用決定した場合、乙は甲に対し、当該人材が甲に入社した後で、第4条に基づくコンサルティング料を請求する事ができるものとする。甲は乙により請求されたコンサルティング料を、当該人材が入社した月の翌月末までに乙指定の金融機関の口座へ振り込むことにより、乙に支払うものとする。
2. 乙は、第5条に基づきコンサルティング料を返還する場合、乙が紹介した人材が退職した月の翌月末日迄に、甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、甲に返還するものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らが暴力団、暴力団関係企業、暴力団構成員および準構成員、並びに総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロおよび特殊知能暴力集団、並びにその他の反社会的勢力（以下、全ての総称として「反社会的勢力」という）が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲および乙は、相手方が反社会的勢力に該当することが判明し、又は以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず本契約を即時解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配又は実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 自ら又は第三者の不正の利益を図る若しくは第三者に損害を加える等の目的で、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- (3) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 自ら又は第三者を利用し相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いたとき。

第8条（機密保持）

乙は、本契約に関連して知り得た甲の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。かつ、本契約に基づく義務を履行する目的のためのみに使用する事ができるものとする。

甲は、乙から紹介された人材について知り得た情報、およびかかる人材が転職のための活動を行っているという事実を、第三者に開示してはならないものとする。

第9条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に繋る紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を ****地方裁判所とする。なお、準拠法は日本法とする。

第10条（その他）

本契約に規定なき事項、または契約の履行に際し疑義を生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、円満解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書二通を作成し甲乙記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

20**年**月**日

甲：

印

乙：

印